

保険医休業保障 共済制度

来
年
春認可保険として
募集再開へ

変わらないこと

- 掛金額 ⇒ これまで通り、既加入者・新規加入者とも変更なし
保障金額 ⇒ 自宅療養・入院加算・長期療養日額いずれも変更なし
保障期間 ⇒ 本給付限度日数・長期療養日数・免責期間いずれも変更なし
収納方法 ⇒ 現在のまま継続して口座振替、手続きの必要もなし
諸連絡先 ⇒ 今までと同じ保険医協会・医会にて対応
既給付日数 ⇒ 移行後も既給付日数は通算に含まれる

以前の休業保障制度と変わる点

- 形 式 自家共済 ⇒ 特定保険業
名 称 保険医休業保障共済制度 ⇒ 保険医休業保障共済保険
運営元 ●全国保険医団体連合会 ⇒ 一般社団法人全国保険医休業保障共済会
●各保険医協会・医会 ⇒ 上記の休保共済会の社員へ
募 集 ●各保険医協会・医会 ⇒ 協会代理店
(協会役職員・事務局員で所定の研修を受講した者)
●委託生保会社営業職員 ⇒ 個人募集代理店
(委託会社職員かつ研修を受講した者)

制度内容

- 中途脱退給付金からの傷病既給付額の 1 / 2 削減 ⇒ 廃止
※移行日までの分は 1 / 2 控除
- 満期祝金 (70 歳以上で生存脱退時に給付金) ⇒ 廃止
※移行日までの分は算出し既加入者全員に加算



くわしくは、募集時に配られる募集資料をご覧ください。

■中途脱退給付金から、傷病既給付額の 2 分の 1 の削減をやめます

現行の「休保規程」では、中途脱退給付金は「傷病給付の既給付額がある方はその 2 分の 1」を控除しています。認可制度への移行後は「傷病給付の既給付額×2 分の 1」の削減を行いません。

この規定は、会員同士の助け合いの制度として、傷病給付を受けずに制度から脱退される加入者との公平性を確保し、また削減分について将来給付を受ける加入者のための準備金として活用することを想定しておりました。

しかし、認可制度としては削減に合理性が見出しにくいとされました。このため、中途脱退給付金の扱いについて、既給付のある方もない方も同じになるようにしたものです。

ただし、認可制度に移行するまでは現行制度で運営することになりますので、移行前日までに発生した傷病給付については、既給付額の 2 分の 1 をその時点の中途脱退給付金額から削減した上で移行させていただきま

加入者のみなさまへ

■傷病への備えを厚くするため満期祝金を廃止

現行の休保規程では、満 70 歳以上 (加入 10 年以上) で、生存脱退する場合には、満期給付金として中途脱退給付金に「別に定める満期祝金額」を上乗せして支給するとしていました。長年掛金を支払い続けたことを制度への貢献と捉え、「別に定める満期祝金額」は加入年数が長いほど給付額が増加するように設定しています。

今回、前述の削減ルールを廃止しますので、傷病の準備金として想定していた部分が今後は見込めません。このため満期祝金を廃止することで、将来の傷病給付に備える部分を厚くすることとしました。金融庁からも、満期祝金のない 70 歳未満と満期祝金のある 70 歳以上との格差を是正するよう指摘があり、これに応じた措置ともなります。休保制度は、傷病による休業を厚く保障し、加入者と地域医療を守ることにメインの制度です。「将来にわたり安定した制度とするための改定」であることを、ご理解いただきたいと思います。

■既加入者への代償措置

傷病給付を守るための措置とはいえ、満期まで加入していたら満額給付されたはずという、加入者の期待にお応えできないのは事実です。そこで、既加入者全員に代償措置をとる予定です。

具体的には、認可制度への移行前日時点の加入年数に応じた満期祝金額表 (一口当) の額と 5 口を限度 (※) とする加入口数による移行額を、同時点での中途脱退給付金に上乗せ確定し、運用利子を付けて、脱退時に中途脱退給付金と合わせて給付します。移行時に受給権が発生している満 70 歳以上の加入者はもちろん、受給権の発生していない、70 歳未満の方、加入 10 年未満の方も含め、全員が対象です。

制度変更がなく満期まで加入した場合の額には及びませんが、認可後、70 歳未満で脱退される場合、万一死亡された場合でも、この代償措置による移行額は給付されます。

(※) 満期時点では制度減口により全員が最大 5 口加入であるため、5 口を限度とします。